

リフト付き車両貸出要綱

(趣 旨)

第1条 この内規は、勝山市社会福祉協議会（以下「社協」という）が所有するリフト付き車両（以下、「リフト車」という）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 リフト車を利用できる人は、勝山市在住者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 常時車椅子等を使用しなければ移動が著しく困難な者
- (2) 寝たきりの高齢者で車椅子等に座れる者
- (3) その他市社協会長が適当と認めた者

(利用手続き及び経費の負担)

第3条 利用希望者は車両利用責任者を定めて、利用希望日の1ヶ月前から3日前までにリフト車利用申込書（別添様式）を社協会長に提出し許可を受けなければならない。

2 リフト車利用に際し、次に掲げる事項については、利用者の負担とする。

- (1) 使用した燃料費
- (2) 有料駐車場料金
- (3) 有料道路・高速道路料金
- (4) その他運行に必要な費用

(介助者の同乗及び運転者の確保)

第4条 介助の必要な者については、必ず介助者を付添人として同乗させること。ただし、利用者自身が確保すること。

2 リフト車運転者については、利用者自身で確保すること。

(交通事故の予防及び処理)

第5条 リフト車利用責任者は、事故防止に十分留意し、運転者は道路交通法等、関係法令を遵守し、事故のないよう十分留意すること。

2 万一事故（車両の傷・へこみ、車の故障を含む）発生の場合は、車両利用責任者の責任において処理すること。事故に関する諸経費は利用者が負担するものとする。

- 3 このリフト車の任意保険を止むを得ず使用することによって保険料の等級が変動した場合、変動した期間の保険料の差額分を利用者が負担するものとする。

(リフト車の返還)

第6条 車両利用終了後車両利用責任者は利用状況を運転日誌に記載し、車内を清掃した上すみやかに返還するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日より施行する。

令和2年6月1日改正